3　トランスポートフレーム、データチャネルＭＡＣプロトコルカプセル及びコントロールプロトコルパケットの送出手順

一　トランスポートフレームの送出手順は、別表第十二号に示すとおりとする。

二　データチャネルＭＡＣプロトコルカプセルの送出手順は、別表第十三号に示すとおりとする。

三　コントロールプロトコルパケットの送出手順は、別表第十四号に示すとおりとする。

4　伝送制御信号（標準方式第三十六条第二項及び第五十八条第四項に関するものを除く。）及び識別子（標準方式第五十八条第五項に関するものを除く。）の構成

一　ＰＡＴの構成は、別表第十五号に示すとおりとする。

二　ＰＭＴの構成は、別表第十六号に示すとおりとする。

三　ＣＡＴの構成は、別表第十七号に示すとおりとする。

四　ＮＩＴの構成は、別表第十八号に示すとおりとする。

五　ＡＭＴの構成は、別表第十九号に示すとおりとする。

六　ＩＮＴの構成は、別表第二十号に示すとおりとする。

七　前各号に規定する伝送制御信号（標準方式第三十六条第二項及び第五十八条第四項に関するものを除く。）により伝送される記述子の構成は、別表第二十一号に示すとおりとする。

八　識別子（標準方式第五十八条第五項に関するものを除く。）の構成は、別表第二十二号に示すとおりとする。

5　伝送制御信号（標準方式第三十六条第二項に関するものに限る。）及びＰＰＣ情報の構成

一　ＦＤＭの構成は、別表第二十三号に示すとおりとする。

二　ＥＮＬＤＭの構成は、別表第二十四号に示すとおりとする。

三　ＯＩＳの構成は、別表第二十五号に示すとおりとする。

四　ＰＰＣ情報の構成は、別表第二十六号に示すとおりとする。

6　伝送制御信号（標準方式第五十八条第四項に関するものに限る。）及び識別子（標準方式第五十八条第五項に関するものに限る。）の構成

一　ＰＡメッセージの構成は、別表第二十七号に示すとおりとする。

二　Ｍ２セクションメッセージの構成は、別表第二十八号に示すとおりとする。

三　ＣＡメッセージの構成は、別表第二十九号に示すとおりとする。

四　前各号に規定する伝送制御信号（標準方式第五十八条第四項に関するものに限る。）により伝送される記述子の構成は、別表第三十号に示すとおりとする。

五　識別子（標準方式第五十八条第五項に関するものに限る。）の構成は、別表第三十一号に示すとおりとする。

7　緊急情報記述子の構成

一　ＰＥＳパケットにより伝送する緊急情報記述子の構成は、別表第二十一号別記第十一に示すとおりとする。

二　ＭＭＴＰパケットにより伝送する緊急情報記述子の構成は、別表第三十号別記第五に示すとおりとする。

8　緊急警報放送メッセージ

緊急警報放送メッセージの構成は、別表第三十一号に示すとおりとする。

別表第一号　ＥＣＭの構成及び送出手順

ヘッダ部	ＥＣＭ	ＣＲＣ
64	8×N	32

送出順 ⟶

注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示すものとする。以下同じ。

２　「0x」に続く数字を16進数とする。以下同じ。

３　各領域は、最上位ビットから最下位ビットの順に伝送するものとする。以下同じ。

４　ＥＣＭの伝送は、別表第五号に示すセクション形式のうち拡張形式によるものとする。

５　ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は、ＥＣＭを示す0x82又は0x83とし、「テーブル識別子拡張」はＥＣＭに含まれる情報の種別を識別するために使用する領域とする。

６　ＥＣＭは、次表に示すものを含む情報により構成されるものとする。ただし、標準方式第５章第３節及び第６章第５節に定めるデジタル放送を行う場合は、プロトコル番号、事業体識別及び年月日時分を、標準方式第６章第２節に定めるデジタル放送を行う場合は、事業体識別を含まないことができる。なお、プロトコル番号、事業体識別及び暗号鍵識別以外の情報は、暗号鍵識別により識別される暗号鍵を用いて暗号化することができることとする。

項目
プロトコル番号
事業体識別
暗号鍵識別
スクランブルの解除に用いる鍵
年月日時分

別表第二号　ＥＣＭ－Ｍ及びＥＩＭ－Ｍの構成及び送出手順

１　ＥＣＭ－Ｍの構成及び送出手順

メッセージ識別	ＥＣＭ－Ｍ
8	

送出順 ⟶

注１　メッセージ識別の値は、ＥＣＭ－Ｍを示す0x01とする。

２　ＥＣＭ－Ｍは、次表に示すものを含む情報により構成されるものとする。ただし、鍵シーケンス識別は、スクランブルの解除に用いる鍵を識別するために使用するものとする。

項目
鍵管理システム識別
事業体識別
鍵シーケンス識別

２　ＥＩＭ－Ｍの構成及び送出手順

メッセージ識別	ＥＩＭ－Ｍ１	ＥＩＭ－Ｍ２	…	ＥＩＭ－Ｍｎ
8	48×n			

送出順 ⟶

注１　メッセージ識別の値は、ＥＩＭ－Ｍを示す0x05とする。

２　ＥＩＭ－Ｍは、次表に示すものを含む情報により構成されるものとする。ただし、フロー識別は、放送番組を構成する符号化信号を識別するために使用するものとする。